

船舶事故調査報告書

平成27年10月29日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	平成26年7月20日 15時35分ごろ
発生場所	香川県坂出市沙弥島ナカンダ浜北方沖 宇多津北浦防波堤灯台から真方位359° 1.61海里付近 （概位 北緯34° 21.10′ 東経133° 49.28′）
事故調査の経過	平成26年7月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ ^{おおたま} 大玉丸、0.2トン 280-43308香川、個人所有 2.89m (Lr) × 1.10m × 0.46m、FRP ガソリン機関、132.4kW、平成23年4月
乗組員等に関する情報	操縦者 男性 26歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成17年9月15日 平成26年5月7日をもって失効していた。 搭乗者A ₁ 男性 26歳
死傷者等	重傷 1人（搭乗者A ₁ ）
損傷	なし
事故の経過	<p>本船は、操縦者が1人で乗り組み、初対面の3人（以下「搭乗者A₁」、「搭乗者A₂」及び「搭乗者A₃」という。）を、取っ手及び背もたれが付いた長さ約2.5m、幅約2.5mのソファ型トーイングチューブと称する浮体（以下「本件浮体」という。）に乗せ、直径約18mm、長さ約18mのえい索を用いて本件浮体を引きながらナカンダ浜を出発し、同浜北東方沖を約50km/hの速力で遊走していた。</p> <p>操縦者は、遊走を終えることとし、平成26年7月20日15時35分ごろ、ナカンダ浜北方沖に船首を南方に向けて錨泊していたプレジャーボート（以下「本件錨泊船」という。）の東方約10mの所を約20km/hの速力で左旋回した。</p> <p>操縦者は、船首方の遊泳者に気を付けながら出発場所に戻ったとき、陸上にいた友人から左旋回した際に本件浮体の右側と本件錨泊船の左舷側とが接触した旨を知らされ、本件浮体の方を見たところ、本</p>

	<p>件浮体の後部に座っていた搭乗者A₃が海中に落ちて本件錨泊船の方に泳いでいるのを認め、搭乗者A₁及び搭乗者A₂が乗った本件浮体を切り離し、本船で救助に向かった。</p> <p>操縦者は、搭乗者A₃を救助したのち、本件浮体の右側に座っていた搭乗者A₁に怪我の有無を確認したところ、搭乗者A₁から体を打撲したが大丈夫である旨の返答を得たので、搭乗者の3人と別れた。</p> <p>搭乗者A₁は、その後、救急車で病院に搬送され、全治1か月の右肋骨骨折、右肺挫傷及び右大腿打撲傷と診断された。</p> <p>操縦者は、夕刻、海上保安官から搭乗者A₁が負傷したことを知らされた。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船の状況、写真2 本件浮体の状況 参照)</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
<p>その他の事項</p>	<p>操縦者は、旋回時、本件浮体が遠心力で外側に振り回されることを知っていたが、本事故時、約20km/hの遅い速度で遊走しているので、左旋回しても本船にまっすぐについて来ると思っていた。</p> <p>操縦者は、浮体を引いて遊走するのが初めてであった。</p> <p>本件浮体には、搭乗者A₁が右側で両足を前に伸ばし、搭乗者A₂が左側で両足を前に伸ばし、搭乗者A₃が後部に正座した状態で、それぞれ取っ手を握って座っていた。</p> <p>操縦者及び搭乗者3人は、本事故当時、全員が救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、ナカダ浜北方沖において、長さ約18mのえい索を用いて本件浮体を引きながら南西進中、操縦者が、本件錨泊船の東方約10mの所を約20km/hの速力で左旋回したことから、本件浮体が遠心力により右舷方に振れて本件錨泊船と接触し、本件浮体の右側に座っていた搭乗者A₁が本件錨泊船に当たって負傷したものと考えられる。</p> <p>操縦者は、約20km/hの遅い速度で遊走しているので、本件浮体が本船にまっすぐについて来ると思い、本件錨泊船の東方約10mの所で左旋回したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、ナカダ浜北方沖において、長さ約18mのえい索を用いて本件浮体を引きながら南西進中、操縦者が、本件錨泊船の東方約10mの所を約20km/hの速力で左旋回したため、本件浮体が遠心力により右舷方に振れて本件錨泊船と接触したことにより発生</p>

	したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 搭乗者を乗せた浮体を引いて航行する船舶は、錨泊船など障害物の近くを航行する際には、同障害物と十分な距離を確保するとともに、浮体が遠心力で振れ回らないような速力で航行すること。

付図1 事故発生場所概略図

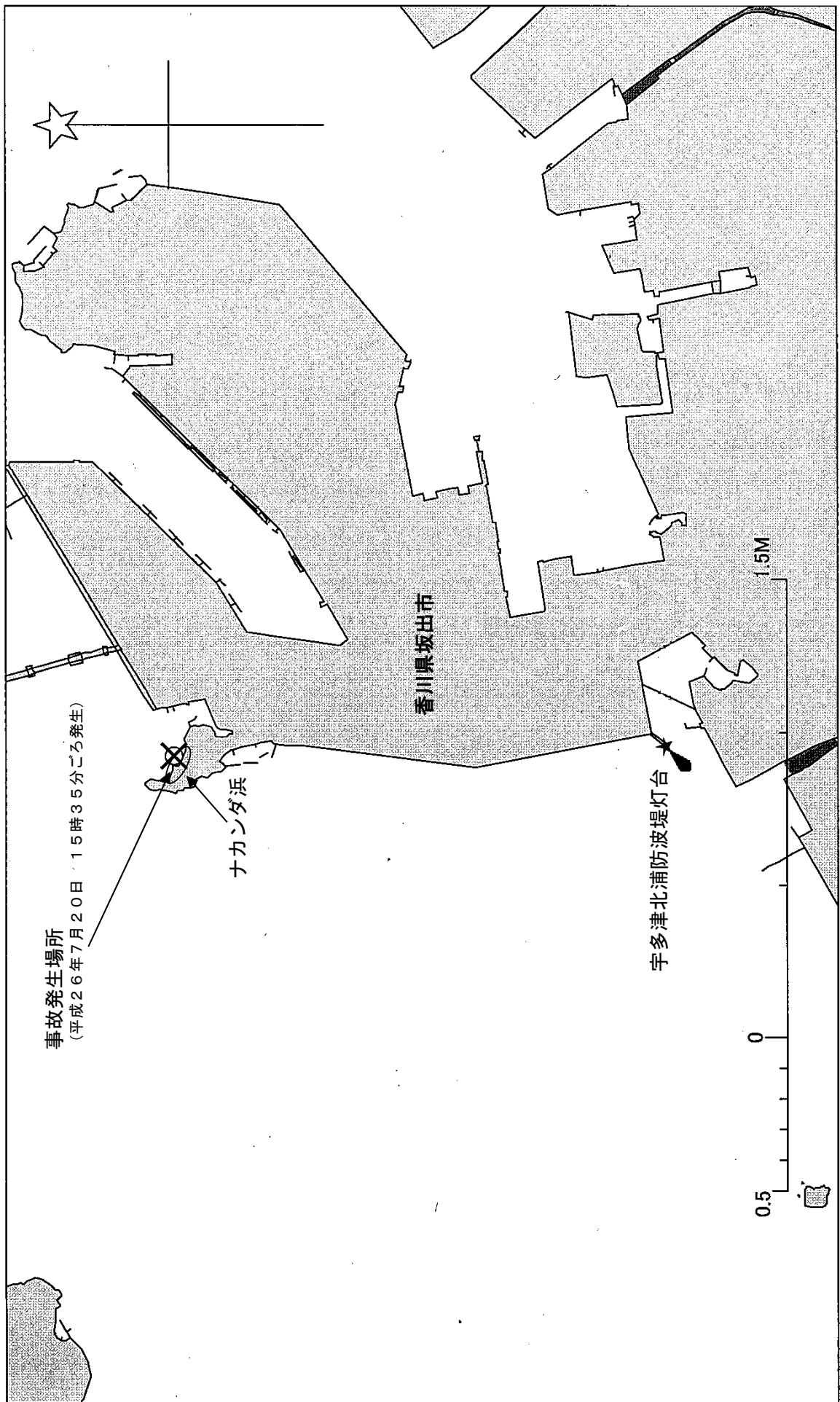


写真1 本船の状況

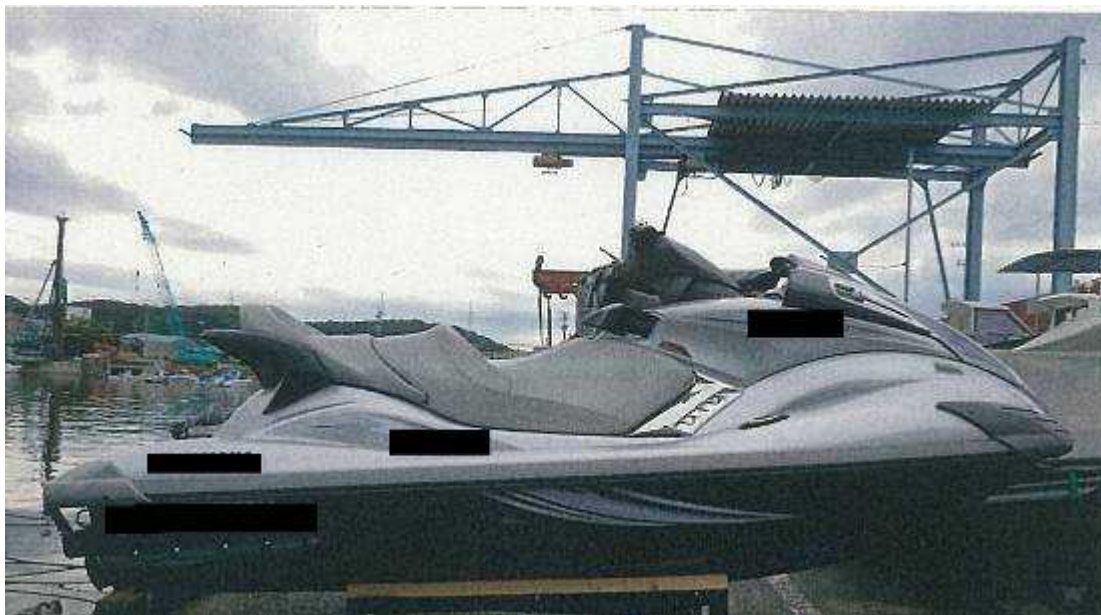


写真2 本件浮体の状況



A₂が乗っていた場所

A₃が乗っていた場所

A₁が乗っていた場所